

[論 文]

## グリーン・ツーリズムにおける法的「規制」の問題 —ドイツとの比較の試み—

Problems of Legal Regulation in Green Tourism:  
A Comparative Study of Germany and Japan

水上 英徳  
Hidenori Mizukami

### 1 はじめに

近年、農村地域活性化の一つの有力な手法として、グリーン・ツーリズムが広く注目を集めている。じつさい、とくに1990年代以降、日本におけるグリーン・ツーリズムの取り組みは着実に進展してきたといえよう。

農政の面では、この間、グリーン・ツーリズムの支援が一つの政策的課題として明確に位置づけられた。日本の農政上はじめて「グリーン・ツーリズム」の用語が用いられたのは、1992年（平成4年）と言われている。この年、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）を発表するとともに「グリーン・ツーリズム中間報告書」を公表し、グリーン・ツーリズムに関する農政の方針をはじめて示している。さらに、1994年（平成6年）には「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（農山漁村滞在型余暇活動促進法）が制定され、翌1995年（平成7年）からはこの法律に基づき、（財）農林漁業体験協会による、農林漁業体験民宿の登録業務がはじまっている。その後、1999年（平成11年）に制定された「食料・農業・農村基本法」では、第36条において、農村の総合的な振興の一環として都市と農村の交流の促進が提起されており、2000年（平成12年）に決定された「食料・農業・農村基本計画」では、「農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進」が明記された。

農村の現場においてもまた、それぞれの地域や個々の農家の取り組みが進むとともに、研修会等を通じたいわば草の根型のネットワークも全国各地に形成されてきている<sup>(1)</sup>。グリーン・ツーリズムは、日本の農村に着実に浸透しつつあるといってよい。さらに近年では、日本に固有の社会的諸条件をふまえての「地域経営型グリーン・ツーリズム」も提唱されており、たとえばヨーロッパ型のグリーン・ツーリズムとは異なる日本に独自なグリーン・ツーリズムの姿が探求されはじめている<sup>(2)</sup>。

しかしその一方で、グリーン・ツーリズムのいっそうの展開と定着のためには多くの課題が残されていることもまた確かである。たとえば、都市住民へのアンケート調査にも示されるとおり、一般の都市住民にとってグリーン・ツーリズムはいまだなじみの薄いものであり、グリーン・ツーリズムとは質的に相反する従来型観光への志向も根強い<sup>(3)</sup>。また、受け入れ側の農村社会や農家家族においても、グリーン・ツーリズムへの無理解がみられ、それが取り組みの大きな障害となることも指摘されている（山崎 2002: 19-21）。あるいはまた、グリーン・ツーリズムの先進地域

であるヨーロッパと比べ、余暇（バカンス）文化の貧弱さ、宿泊施設としての農家の家屋構造上の問題、兼業化が進んだ農業経営に由来する担い手不足、なども問題点として挙げられている（井上ほか 1999: 51-3）。

こういった諸問題の中でも、もっとも大きなものの一つが、関連法制度の問題である。しばしば指摘されるとおり、ごく一般的な農家等がグリーン・ツーリズムの一環として農家民宿をはじめようすると、旅館営業法、建築基準法、食品衛生法などさまざまな関連法制度がいわば「壁」となって立ちふきがってくる。農家民宿の営業許可を得るために、これら関連法制度とその適用にかかる都道府県ごとの条例等をクリアすることが必要であり、そのことが農家民宿の展開にとって大きな障害となりうるのである。

ところで、こうした「規制」の問題が問われるとき、同時にしばしば言及されてきたのが、グリーン・ツーリズムの世界的な先進地域であるヨーロッパとの違いである。イギリス、フランス、ドイツといったヨーロッパ各国では、農家民宿の開業に対して日本にみられるような「規制」は原則的に存在しないと指摘されてきた。

そこで、本稿では、まず、先進地としてしばしば挙げられるドイツにおいて、農家民宿の新規参入に関し法制度がどのように整備されているのか、具体的に検討していく（第2節ならびに第3節）。続いて、2002年（平成14年）に全国で初めて全県レベルで規制緩和がおこなわれた大分県の事例を取り上げ、近年の日本の規制緩和の動きをみてみることにしよう（第4節）。以上の検討をふまえ、最後に、グリーン・ツーリズムに関する日本の今後の法制度のあり方を考えてみたい（第5節）。

## 2 ドイツにおける「農場での休暇」

### (1) 「農場での休暇」の概要

ドイツではグリーン・ツーリズムを Urlaub auf dem Bauernhof ないし Landtourismus と表現している。Urlaub auf dem Bauernhof を日本語に直訳するなら「農場での休暇」となろう。つまり、農場あるいは農村で休暇をすごすという意味である。そのさい、宿泊施設を提供するのは、専業のホテルや旅館ではなく、個々の農家である。こうした農村や農場での休暇は、歴史的にかなり古くからおこなわれており、すでに1960年代には全国各地で「農場での休暇」事業が取り組まれるようになった（山崎ほか 1993: 122-3）。

宿泊の基本的な形態は、いわゆるB&B、つまり寝室と朝食のみを提供するというものであるが、1980年代後半以降は自炊式の宿泊施設も増えている（山崎ほか 1993: 122-4）。これは、キッチンやトイレなどの設備を整備し、宿泊客が自分で自炊できるようにしたものである。一軒家あるいは二階部分を貸すというかたちになり、農家による食事のサービスは付かない。

また、「農場での休暇」では、宿泊のみならず、非常に多様な体験メニューーやサービスをそれぞれの農家が提供している。ドイツ農業協会(DLG)が毎年発行しているガイドブックの最新版(DLG 2002)では、大きく次のような内容で体験メニューーやサービスが分類されている。すなわち、乗馬ができる農場、ブドウ園がありワインを楽しめる農場、有機農法に取り組んでいる農場、保護者の付き添いなしで子どもを受け入れができる農場、干し草のなかで眠ることができる農場、車椅子使用者や歩行障害者に対応した施設の農場、キャンプをすることのできる農場、20名以上のグループを受け入れができる農場、会議やゼミナールに対応できる農場、カフェの

ある農場、菜食やダイエット食あるいは栄養食を提供できる農場、テニス場が近隣か敷地内にある農場、ゴルフ場が近隣か敷地内にある農場、釣り場が近隣か敷地内にある農場、獵師とともに野外観察をしたり許可証があれば狩りができる農場、乳幼児に対応できる施設の農場、ペットを同伴できる農場、などである<sup>(4)</sup>。

農業年次報告書などの統計に基づき、ドイツにおける現在のグリーン・ツーリズムの状況を概観してみよう。「農場での休暇」を提供している農家数は年々増加し、2000年の農業年次報告書では約2万戸とされている（Agrarbericht 2000）。同年の総農家数は421,100戸であり、したがって、単純計算するなら全体の約4パーセント強が「農場での休暇」事業に取り組んでいるわけである。

次に、宿泊客数をみると、1999年には、「農場での休暇」の宿泊数がドイツ全土で約2700万泊あった（Agrarbericht 2001）。1982年の段階では約730万泊であったが、その10年後の1992年には約1450万泊とほぼ倍増しており（DLG 1997: 15）、その7年後の1999年にはさらにその2倍近くも増えているわけである。ドイツにおける「農場での休暇」の取り組みがこれまできわめて順調に発展してきていることが分かる。また、1999年の数字でこれも単純計算するなら、「農場での休暇」をおこなっている農家一軒あたり、平均して年間約1350泊あったことになる。

こうした宿泊客の支払う宿泊料金は、1998年の数字で約9億ドイツマルク（約540億円）に達している（Agrarbericht 2000）。単純計算するなら、農家一軒あたり宿泊からの収入で年間平均約270万円になる。この宿泊料金とは別に、1998年の数字で農村地域全体には約10億ドイツマルク（日本円で約600億円）の経済効果があったという（Agrarbericht 2000）。1999年もまた、宿泊ならびに地域全体への経済効果は、約20億ドイツマルクとされている（Agrarbericht 2001）。2002年の農業年次報告書によると、ドイツの観光業全体のなかで「農場での休暇」は4パーセントから5パーセントを占めているとされる（Agrarbericht 2002）。この割合は、年々、上昇している。

### （2）「農場での休暇」の背景

ドイツにおいてこのようにグリーン・ツーリズムが広く定着し活性化している背景としては、幾つかの要因が指摘できよう。

まず第一に、ドイツ人は伝統的に自然や田舎への愛着が強いと言われている。「ドイツ人は森から生まれて、いずれは森に帰る」と称されるように、自然環境へのドイツ人の強い関心が「農場での休暇」の発展の背景にあるといえるだろう。

この点を、ドイツ農業協会がギーセン大学農業経営学研究所に依頼して1994年におこなわれた調査からみてみよう（DLG 1997）。この調査では、ドイツ農業協会が発行しているガイドブックの購入希望者ならびに購入者545名を対象に調査票を郵送し返送してもらい、有効回答数は226（有効回答率41.5%）であった（DLG 1997: 14）。まず、「農場での休暇」のイメージについては、「家族での休暇」「自然に親しむ」「休養する」といったものが非常に合致すると回答されている（DLG 1997: 50-1）。また、「農場での休暇」をおこなう理由として相対的に重要とみなされているのは、「スイッチを切ってゆっくり休む」「日常から離れる」「自然を体験する」「新しい感銘を得る」「田舎や田舎の人びとを知る」である（DLG 1997: 20-1）。これらのことことが休暇の動機であるから、休暇地に求めることは「新鮮な空気と清潔な環境」「静かで休養できること」がまず挙げられている（DLG 1997: 26-7）。さらに、休暇地で好まれる活動としては、まず第一に「野山でのハイキング」である（DLG 1997: 26,28）。これらの調査結果が示唆するとおり、「農場での休暇」はなによりも、ゆっくりと休養し自然に親しむことが基本であると言えるだろう。

第二に、しばしば指摘されるとおり、ドイツにおける豊かな余暇文化が挙げられる。1961年には週休2日制が導入され、1963年には連邦休暇法（バカンス法）が制定されており、長期休暇の習慣が社会的に定着している。

連邦休暇法では、毎年24就業日以上の有給休暇をとる権利が定められているが、じっさいに取られている休暇は、この法律上の最低水準を大きく上回っている（Statistisches Taschenbuch 2001）。連邦統計庁の資料によると、2000年に旧西ドイツ地域では平均して31.15就業日、旧東ドイツ地域でも平均して30.26就業日、有給休暇がとられている。また、2000年12月31日付けの統計によると（Statistisches Taschenbuch 2001）、旧西ドイツ地域では、2000年に6週間以上の休暇をとった被雇用者が全体の80%、5週間以上6週間未満の休暇をとった被雇用者が全体の19%を占めている。旧東ドイツ地域でも、2000年に6週間以上の休暇をとった被雇用者が全体の55%、5週間以上6週間未満の休暇をとった被雇用者が全体の44%を占めている。

これらの統計からも明らかなどおり、ドイツにおいては長期休暇が確立されており、それがまた「農場での休暇」の取り組みを支えていると言える。じっさい1995年の調査によると、一農場への平均的な休暇滞在日数は1週間から2週間が45.4%を占めており、2週間以上の滞在も全体の21%に達している（DLG 1997: 31-3）。1986年の調査と比較するなら平均滞在日数は短くなる傾向にあるとはいえ（DLG 1997: 31-3）、それでも、日本とは比較にならないほどの長期滞在が一般的であると言えよう。

第三に、行政のみならず、その他の団体による推進体制が確立されている。とくに有名な団体としては、ドイツ農業協会（DLG）と消費者保護・食糧・農業情報サービス（aid）が挙げられる（山崎ほか 1993: 127-33）。

ドイツ農業協会では、「農場での休暇」事業に取り組む農家に対し、独自の品質基準審査を実施し、品質保証マークを交付している。また、この品質保証マークを交付された農家のみを掲載したガイドブックも、1981年から毎年刊行されている<sup>(5)</sup>。さらに、品質保証マークを交付されたドイツ全土約2100の農家を対象に、サービス内容に関するコンテストを1997年から毎年開催し、とくに優れた農家10軒を表彰している。

消費者保護・食糧・農業情報サービスでは、「農場での休暇」事業の開業やその後の経営について相談や指導をおこなっており、農家向けの研修会の開催や各種のパンフレットも発行している。それらのパンフレットは、たとえば開業にかかる法律や税金や保険の諸制度、じっさいの経営計画、宿泊客へのサービス内容をどう整えたらよいのか、家屋の増改築をどうするか、といった個々の農家にとって非常に具体的で実践的な解説書となっており、宿泊客とのコミュニケーションの仕方については、ビデオも用意されている。

これらの団体では、近年、インターネット・サイトの充実にも力を入れている。とくにドイツ農業協会では、1997年よりインターネット・サイトを開設しており（DLG 1998: 80-2）、現在、そのサイトでは「農場での休暇」に取り組んでいる農家をドイツ全土からさまざまな条件で検索することができる<sup>(6)</sup>。

以上のような背景的諸要因に加えて、日本の状況とのもっとも大きな違いの一つとして挙げられるのが、「農場での休暇」をめぐるドイツの法制度である。この点については、節をあらためてみていこう。

### 3 「農場での休暇」をめぐる法制度

本節では、ドイツにおいて一般の農家が「農場での休暇」事業をあらたにはじめようとするとき、どのような法制度がかかわってくるのか、詳しくみていきたい。そのさい、消費者保護・食糧・農業情報サービス（aid）が1999年に発行したガイドブック『農場での休暇－法と税と保険』（aid 1999）を手がかりとする。このガイドブックは、「農場での休暇」事業をはじめようとする農家に向けて、留意すべき法制度や手続きをきわめて実践的かつ具体的に解説したものである。

当然ではあるが、ドイツにおいても「農場での休暇」をはじめるさいには幾つかの公的な許可が必要になりうる。aidのガイドブックによれば、3つの公的な許可を考慮する必要がある（aid 1999: 5）。すなわち、建築官庁の許可、営業法に基づく届出ならびに飲食店・旅館法に基づく許可、青少年局の許可、である。このうち、青少年局の許可は、主として未成年の子どもを保護者の付き添いなしで受け入れるばあいに必要となる（aid 1999: 22）。一般的な「農場での休暇」にかかわってくるのは、前二者、すなわち建築官庁の許可と、営業法に基づく届出ならびに飲食店・旅館法に基づく許可である。この二つについて、以下、順にみていく。

#### （1）建築許可

「農場での休暇」をはじめようとするとき必ず必要となるのが、建築官庁による建築許可である。そのため、aidのガイドブックにおいても、この許可の説明が冒頭におかれている。建物の利用法を変えたり増改築するばあいには、建築官庁に申請し許可を得なければならない。たとえば子ども部屋を客室に変える等、部屋の使用法を変えるだけでも、申請と許可は必要とされる（aid 1999: 7）。

建築許可を得るにさいしては、数多くの法制度がかかわる。主なものとしては、ドイツ連邦全体での建設法典（Baugesetzbuch）と建築利用令（Baunutzungsverordnung）、各州ごとの州建築法（Landesbauordnung）、各市町村が策定する建設基本計画（Bauleitplan）である。

よく知られるとおり、ドイツでは、各市町村ごとにこの建設基本計画が策定されており、地域開発や建築行為、土地利用のあり方が詳細に規定されている。この建設基本計画は土地利用計画（Flächennutzungsplan）と地区詳細計画（Bebauungsplan）から構成される。土地利用計画は、市町村全域を対象に、住宅地、工業地、交通用地、緑地・公園用地など、将来の土地利用区分の概要を示したものである。策定にかかわった公的関係機関はこの計画に従わなければならないが、一般の住民に対する拘束力はない。これに対し、地区詳細計画は、土地利用計画に基づいて市町村内の一定の地区ごとに策定される。ここでは地区ごとの建築物の用途や密度や高さ、建築様式、屋根の角度や棟の方向、屋根材や窓のかたちなどに至るまで詳細に定められ、市町村の条例として住民に対して直接に法的拘束力を持つ。こういった地区詳細計画が策定されている地域を「内部地域（Innenbereich）」といい、それ以外の地域を「外部地域（Außenbereich）」という。建物の建築や開発は、この内部地域のなかにおいてのみ、詳細な計画に基づき可能となる。内部地域以外の地域はすべて外部地域であり、この外部地域では、若干の例外を除いて、開発・建築行為がいつさい禁止されている。いいかえると、ドイツでは、すべての国土が原則的に開発・建築禁止になっており、具体的な建設基本計画が策定されてはじめて開発・建築行為が可能となるわけである<sup>(7)</sup>。

建築許可を得るにさいしてまず問題となるのは、「農場での休暇」をはじめようとする農家がこ

の内部地域と外部地域のどちらに所在しているのかである。

まず、外部地域のはあいからみてみよう。aidのガイドブックによれば (aid 1999: 8)、外部地域は農林業のための地域であり、農林業以外でのあらゆる土地利用はあくまで内部地域においておこなわれるべきものとされている。その理由は、地域開発によって景観が破壊されることを避ける点にある。そうしてみると、外部地域での土地利用については、農業は特権的な地位にあるといえる。つまり、原則的に建築禁止である外部地域においても、農業にかかわるかぎりで、家屋や農業関連施設を建てたりすることが許可されうるからである。

ただし、それは、農業がそもそも土地利用を基盤とした営みだからであり、農業の土地利用に直接に関係しない活動にはこの種の特権は認められていない。それゆえ、「農場での休暇」にかかるもの、つまり農場に訪問客を宿泊させたり、そのために建物を増改築したりすることもまた、基本的に認められていないのである。

とはいっても、一定の条件のもとでは、外部地域の農家でも「農場での休暇」に取り組むことが許可されうる (aid 1999: 9-11)。この判断には建築官庁のみならず環境保護官庁も関与しており、許可されるかどうかは個々のケースによって異なる。ただ、そのさいポイントとなるのは、どの程度の規模と内容で「農場での休暇」事業をおこなうかである。

まず問われるのは、本業としての農業との関係である。収入の点でも日々の労働の点でもあくまで農業を中心におき、「農場での休暇」を副業としてのみ導入するばあいに、許可を得ることができる。そのさい、「農場での休暇」はその農場の農業と密接に関係していかなければならない。たとえば、農場でとれた農作物などを宿泊客への食事に提供するといったケースが挙げられる。また、「農場での休暇」はあくまで副業であるから、客室も既存の家屋内に設置されるかあるいは農業用施設を転用するかたちになる。

上記の条件が満たされないばあい、つまり副業の範囲を越えるばあいでも、個々のケースに応じて許可を得ることがありうる。ただし、それはよりきびしく規制されている。とくに問題となるのは、その事業計画が公益を侵害しないかどうかである。つまり、地域の農業計画などに矛盾しないかどうか、景観や自然環境を害さないかどうか、スプロール開発をまねかないかどうか、などがきびしく問われるわけである。

次に内部地域のはあいである (aid 1999: 13)。すでに述べたとおり、内部地域では、市町村ごとに地区詳細計画が策定され、建築行為が規制されている。したがって、建築許可は、この地区詳細計画と齟齬をきたさないことが条件となる。「農場での休暇」のはあいには、当該の農家が、用途地区のなかの村落地区に所在するのであれば、とくに許可を得やすいとされている。

さらに、外部地域であれ内部地域であれ、各市町村ごとの関連する諸条例とも矛盾しないことが求められる。たとえば、各市町村の景観条例や広告物条例、自然保護条例などさまざまな条例に従わなければならない。また、外部地域であれ内部地域であれ、「農場での休暇」事業を運営していくための十分なインフラストラクチャーが整備されていることも条件の一つである (aid 1999: 14-5)。たとえば上下水道網や公共道路との接続の状況などが問題となる。

加えて、「農場での休暇」に用いられる建物については、各州ごとの州建築法ないし飲食店・旅館建築命令に定められた基準が守られているかどうかも問われ、この点での許可が必要となる (aid 1999: 15-6)。ここでも「農場での休暇」をどの程度の規模でおこなうかによって扱いが異なる。まず、全体のベッド数が8ベッドよりも多いばあいには、各州の飲食店・旅館建築命令に従う必要が生じる。ここでは、その建物について、とくに安全性 (たとえば避難路の設置、壁や天

井の防火、階段や扉のつくり、消化器の設置など)と内部設備(たとえば客室の広さやトイレの設置など)が問題となる。これに対し、8ベッド以下のばあいには、飲食店・旅館建築命令は適用されず、規制は緩和されている。とはいっても、建設施行のあり方や建築材料などを定めた州建築法の遵守が求められる。このばあいも問われるのは、宿泊客の安全性と施設の設備が十分であるかどうかである。

## (2) 営業法に基づく届出と飲食店・旅館法に基づく許可

続いて、営業法に基づく届出と飲食店・旅館法に基づく許可についてみてみよう。

ここで、「農場での休暇」事業は二つのタイプに区別される。一つはホテル等と同じように宿泊客を部屋に泊めるものであり、もう一つは宿泊客が自炊できるようなキッチン等のついた休暇用の家屋の賃貸である。前者と後者の違いは、前者では農家の側がおこなっていたさまざまなサービスを後者では宿泊客がみずからおこなう点である(aid 1999: 20)。後者のばあい、貸し主である農家は食事の提供はせず、せいぜいミルクや卵といった半製品を販売する程度であり、部屋の清掃等も宿泊客がみずからおこなう。

営業法に基づく届出や飲食店・旅館法に基づく許可が必要となるかどうかは、どの程度の規模で「農場での休暇」をおこなうかによる。つまり、「農場での休暇」をあくまで農業に付随したものとしておこなうのか、それとも、それ自体を一つの職業としておこなうのかであり、また、ベッド数をどのくらいにまで増やすのかである。

まず、部屋に旅客を宿泊させるばあいである(aid 1999: 18-21)。家族の部屋を宿泊客に提供し1年に数週間しか使用しないばあいには、届出も許可も不要である。このばあい、農場主の法的身分は農場主のままである。これに対し、宿泊客専用の部屋を用意し、全体のベッド数が8ベッド以下のばあいには、営業法に基づく届出が必要となる。法的身分は旅館経営者である。さらに、宿泊客専用の部屋を用意し、全体のベッド数が8ベッドよりも多いばあいには、届出に加えて、飲食店・旅館法に基づく許可が必要となる。法的身分は職業的な旅館経営者となる。

次に、休暇用家屋の賃貸のばあいである(aid 1999: 20)。休暇用家屋の賃貸が一種の営業行為とみなされ、したがって届出や許可が必要となるかどうかは、個々のケースによって判断が異なる。とはいっても、一つの基準となるのは、サービスの内容である。たとえば宿泊客の受付業務についても、宿泊客の事前予約が必要なばあいには、その賃貸は営業行為とはみなされないが、通常のホテルの受付業務と同様に事前予約が不要なばあいには営業行為と判断される。また、鍵の引き渡し、寝具の洗濯、チェックアウト後の清掃といったごくわずかの管理作業にとどまっているばあいには、その賃貸は営業行為とはみなされないが、より組織立った管理作業をおこなうばあい、また、通常のホテルなみのサービスを提供するとなると、それは営業行為と判断されるわけである。営業行為にあたるばあいには、営業法に基づく届出が必要となる。さらに、全体で8ベッド以上のばあいには、飲食店・旅館法に基づく許可を得なければならない(aid 1999: 21)。

これら二つのタイプのどちらにおいても、宿泊客に飲食物を提供するばあいには、食品必需品法のもとにおかれ、食品衛生命令に基づき衛生的でなければならないとされている(aid 1999: 32)。とくに飲食店・旅館法上の許可の申請にあたっては、食品関連の法規に習熟していることを証明しなければならない(aid 1999: 19, 32)。

以上、ドイツにおいて一般的な農家が「農場での休暇」事業をはじめようとするときどのような公的許可が必要となりうるのか、概観してきた。ここでは、そうしたドイツの法制度のあり方から読みとれることをまとめておくことにしよう。

まず第一に、ドイツにおいて、「農場での休暇」事業は、農家の副業であるかぎりで、開業がきわめて容易である。もちろん、そのさい法的規制がまったくないわけではない。上述のとおり、まずは建築許可を得ないとならないし、ばあいによっては営業法に基づく届出ならびに飲食店・旅館法に基づく許可が必要となる。しかし、一般的な農家が副業として「農場での休暇」事業をはじめるかぎりで、スタートのハードルは非常に低い。建築許可のばあい、原則的に開発・建築行為が禁止されている外部地域においても、副業としてはじめるのであれば許可を得ることができるし、州建築法や建築命令の適用にあたっても、8ベッド以下であれば規制が緩和されている。また、営業法上の届出や飲食店・旅館法上の許可のばあいも、ごく小規模におこなうのであれば届出も許可も不要であり、全体で8ベッド以下であれば届出のみで許可はいらない。規模を大きくして専門的におこなうとなると、さまざまな届出や許可が必要となるが、一般的な農家が副業として開業するのであれば、いわゆる「規制」はほとんどないといってよい。

こうした農家の副業としての「農場での休暇」事業という位置づけは、ドイツの農政においてもすでに確立されている。農業年次報告書にも明らかなどおり、ドイツでは、本業としての農業に加えて副業からも収入を得る可能性の追求、つまり複数の収入源のコンビネーションが政策的に推進されている。そのさい、もっとも有力な副業の道として挙げられるのが、一つは直売であり、もう一つは「農場での休暇」にほかならない。上述の法制度は、こうした副業としての「農場での休暇」を積極的に支援するものといえよう。

第二に指摘したいのは、とくに建築許可にかかる法制度の意味である。すでに述べたとおり、建築許可は必ず必要となるし、そのさい建設基本計画等に基づき開発・建築行為はきびしく規制されている。この点では「農場での休暇」事業も例外ではない。とはいっても、ここで重要なのは、こうしたきびしい法制度が、美しい田園景観やまちなみを保全し豊かな自然環境を守っていることである。この点からすれば、開発・建築行為に対するきびしい規制は、ドイツの「農場での休暇」にとって欠かすことのできない社会的条件の一つといえよう。というのも、美しい田園景観や農村のまちなみ、豊かな自然環境は、「農場での休暇」の展開にとってきわめて重要な資源にはかならないからである。それらを守り保全するためにこそ、開発・建築行為に対するきびしい規制が求められるのである。

#### 4 日本における規制緩和の取り組み—大分県の事例から—

本節では、農家民宿開業に関する日本の法的規制の問題を概観するとともに、近年の規制緩和の動きを大分県の事例に即してみていきたい。

##### (1) 日本における「規制」の問題

日本において、一般的な農家等がグリーン・ツーリズムの一環として民宿を開業しようとすると、きわめて多くの法制度がかかわってくる。それらの法制度は農家等によるグリーン・ツーリズムの取り組みを妨げる最大の要因の一つとして、従来より指摘されてきた。

主だった法制度を挙げてみると（都市農山漁村交流活性化機構 2001: 12-25）、まずは旅館業法に

基づく営業許可、食事を提供するばあいには食品衛生法に基づく営業許可が必要であり、宿泊施設については建築基準法や消防法、浄化槽法や水質汚濁防止法に基づく検査が必要となりうる。また、用地の取得・確保に関しては、都市計画法や農地法、森林法や自然公園法などに基づく許可が求められるばあいもある。

法制度の運用状況については、各都道府県によってかなりの違いがみられる（農林漁業体験協会 2001）。たとえば旅館業法上の営業許可は、ホテル、旅館、簡易宿所の三つに区別され、簡易宿所として営業許可を得るのがもっとも条件がゆるやかである。だが、農家民宿に対しては、簡易宿所としての営業を許可しない自治体もあり、後述のとおり、大分県もこれまでそのような方針をとってきた。また、たとえば食品衛生法などについては、独自の基準を上乗せしたり独自の指導をおこなっている自治体もみられる。

こうした状況は、グリーン・ツーリズムの一環として民宿に取り組もうとする農家等にとって、大きな障害となりうる。たとえば現在の旅館業法の規定では、ごく小規模の農家民宿の開業は困難である（山崎 2002: 22-3）。簡易宿所としての営業許可は、1室以上で延床面積33平方メートル以上の客室が条件となっている。しかし、通常の農家が自宅の一部屋をそのまま客室にして民宿をはじめたいと考えても、最低面積33平方メートルの基準を満たすのは難しい。そうした条件を満たし、また建築基準法や消防法などの基準に従うためには、家屋の増改築が必要となり、開業のためにかなりの出費が強いられうるし、伝統的な建築物の破壊にもつながりうる。

加えて、許認可申請にかかる手続きの煩雑さも問題点として挙げられる（山崎 2002: 23）。それぞれの法制度に応じて多数の書類作成が求められ、許可を得るまでにさまざまな公的機関・部局がかかわりその手続きは複雑で分かりにくい。必要書類や申請・相談窓口なども一般の農家等にはあまり知られていない。これらの点もまた、グリーン・ツーリズムの展開にとって一つの障害となろう。

現在の関連法制度の規定は、旅館やホテルといった専業の宿泊施設を主たる対象としており、グリーン・ツーリズムの一環としての小規模な農家民宿、ドイツのように農家の副業としての民宿は、はじめから考慮されていないといってよい。その結果、専業の大規模な宿泊施設に合わせた基準によって、一般の農家等の副業としての民宿もまた規制されているわけである。現行の関連法制度のなかに農家民宿などのグリーン・ツーリズムが明確に位置づけられていないこと、これがグリーン・ツーリズムの展開を妨げているといえる<sup>(8)</sup>。

### (2) 大分県における規制緩和の内容

このような状況のなか、2002年（平成14年）4月、全国ではじめて大分県がグリーン・ツーリズムにかかる規制緩和を実施した。これまで個々の保健所レベルでは実質的な規制緩和がおこなわれたところもあると言われているが、都道府県レベルでの公式な規制緩和は、大分県がはじめてである。今回の規制緩和では、農家等に宿泊する形態のグリーン・ツーリズムに対し、旅館業法と食品衛生法の取り扱いがあらためられている。以下、それぞれの取り扱いがどのように変わったのか、詳しくみていきたい。

最初に、規制緩和以前の状況を概観しておこう。大分県では、1957年（昭和32年）の厚生事務次官通知に基づき、宿泊業に関する営業許可にはきびしい条件を付しており、ごく一般的な農家等が営業許可を得るのは、きわめて困難であった。

まず、旅館業法に関し、農家等の通常の民家は、営業許可の想定外とされてきた。大分県では、

## 水上 英徳

厚生事務次官通知に基づき、通年的に宿泊客を受け入れるばあいは、旅館業法上のホテルないし旅館の施設基準を満たすことが必要としてきた。旅館業法上、ホテルは、主として洋式の施設で客室の数10室以上、1客室の床面積9平方メートル以上、洋式寝具、洋式浴室が条件となっており、また、旅館は、主として和式の施設で客室の数5室以上、1客室の床面積7平方メートル以上が条件となっている。つまり、原則として客室5室以上という旅館規模のものでないかぎり、宿泊客の受け入れは許可されなかつたわけである。簡易宿所については、その営業許可はバンガローや研修施設等に限定されており、通常の民家は対象外とされていた。大分県内で以前から営業を許可されているいわゆる民宿もすべて、簡易宿所としての営業許可ではなく旅館としての営業許可を得ている。

また、食品衛生法に関しては、通常の旅館等のように宿泊客に飲食物を提供するのであれば、そのための専用の調理場を設けることが必要とされており、条例に定められた施設基準を満たし、営業許可を取得しなければならなかつた。つまり、自家用の台所とは別に、宿泊客に提供する飲食物のための調理場をあらたに設置しなければならず、通常の民家が営業許可を得るためににはそのための増改築が必要となっていた。

そうしてみると、一般の農家等が自宅の一室をそのまま客室として使い、上述の制度的諸条件をクリアすることはきわめて困難であろう。条件を満たそうとすれば、家屋の増改築等が必要となり、多大な費用がかかることにもなる。ふつうの農家等がグリーン・ツーリズムの一環として宿泊客の受け入れをはじめようとしても、そこには非常に高いハードルが立ちはだかっていたわけである。

このような法制度上の規制は、2002年（平成14年）4月1日以降、大幅に緩和されるに至った。まず、旅館業法に関しては、従来は営業許可の対象外であったグリーン・ツーリズムにかかる一般の農家等の宿泊が、原則として簡易宿所の営業許可の対象となった。具体的には、次の3つの要件を満たす農家等の宿泊施設が、営業許可の対象施設とされている。①農山漁村体験型旅行に伴う農家等の宿泊施設、②多数の宿泊客を対象に宿泊させる農家等、③宿泊料を受け、反復継続して宿泊させる農家等、である。この①の要件にも明らかにおり、今回の営業許可は、あくまでグリーン・ツーリズムに伴う農家等の宿泊施設を対象としたものであり、グリーン・ツーリズムの主旨からはずれたものは許可対象外とされている。

簡易宿所としての営業許可にさいしては、旅館業法における簡易宿所の施設基準を満たすほか、建築基準法と消防法についても、それぞれ施設基準を満たすことが求められている。とはいえ、建築基準法については、都市計画区域外で100平方メートル以下の増改築や用途変更の手続きは不要とされており、また、消防法については、所轄の消防署の指導のもとにおかれる。ホテルや旅館の営業許可にさいしては、施設の規模からして通常、用途変更が生じるが、グリーン・ツーリズムの一環として一般の農家等が自宅の一部を客室として宿泊客に提供するかぎりでは100平方メートルを超えることはまずない。

また、食品衛生法に関しては、通常、飲食物を宿泊客等に提供するばあいは飲食店営業の許可が必要であるが、グリーン・ツーリズムのなかでおこなわれる次の3つのばあいは許可が不要となつた。すなわち、①宿泊のみで飲食物を提供しないばあい（素泊型）、②宿泊客みずからが農家等の台所を借用して調理等をおこない飲食するばあい（自炊型）、③体験宿泊客がすべての飲食物を農家といつしょに調理し飲食するばあい（体験型）、である。また、これらのはばあい、宿泊客等に飲食物を提供するための専用の調理場は不要となつた。これまでも、素泊型や自炊型について

は許可不要とされていたが、今回、グリーン・ツーリズムにおいて宿泊客が農家等といつしょに調理・飲食する体験型のばあいも、許可不要と規定されたわけである。従来においても、いつしょに調理するばあいは食品衛生法の適用外と捉えることができたが、今回の規制緩和にさいしその点がはつきりと明文化された。

こうした規制緩和は、グリーン・ツーリズムへの取り組みを格段に促進するものといえる。従来の規定では、旅館業法上、旅館ないしホテルの基準を満たすものしか営業許可されず、また、食品衛生法上、自家用の台所とは別に宿泊客に飲食物を提供するための専用の調理場を設置しなければならなかつた。そのため、家屋の増改築が必要となり、個々の農家等は多大な費用を負担しなければならなかつた。これに対し、今回の規制緩和により、簡易宿所としての営業許可の取得が可能となり、また、宿泊客専用の調理場も不要となる。これにより、費用面での負担は大幅に軽減されたといえよう。

じつさいの申請ならびに営業許可の手続きについては、まずは旅館業法上の営業許可申請書と食品衛生法関連の任意の届出の提出が必要とされている。旅館業法上の申請書類は、大分県旅館業法施行細則に則ったものであり、通常の旅館やホテルの営業許可申請と共通のものである。食品衛生法に関しては、上述のとおりたしかに許可は不要であるが、保健所にたいし任意の届出を出すこととされている。これは強制的なものではないが、営業許可の要・不要を判断するための文書として提出が求められている。この届出では、宿泊の内容（素泊型・自炊型・体験型・その他）、調理加工する食品の品目や調理加工の形態などについて申告することになっている。

これらの書類の提出ののち、保健所の旅館業法担当と食品衛生法担当が、現地調査をおこなうことになる。旅館業法上の営業許可の対象施設となるのは、上述のとおり、宿泊料を受け反復継続して多数の宿泊客を受け入れている農家等であり、加えて「農山漁村体験型旅行に伴う農家等の宿泊施設」であることが要件とされている。つまり、当該の農家等の取り組みがグリーン・ツーリズムの取り組みであることが一つの条件となる。大分県としては、簡易宿所の営業許可対象者が本来のグリーン・ツーリズムにあたらないものにまで広がることを防ぐ必要があり、そのため、宿泊施設が「農山漁村体験型旅行に伴う」ものかどうかの認定がそのつどおこなわれるわけである。この点については、当該の農家等の取り組み内容や意見、地元の市町村の意向、県の地方機関の意見などを勘案して判断することとされている。また、食品衛生法に関しては、事故を防ぎ飲食物の安全性を確保するという観点から、保健所による施設の検査確認をおこない、必要があれば指導をしていく。通常の飲食業のばあいと同等の衛生状況にできるだけ近づける方針であるという。

こうした手続きをへて、営業許可が交付されることになる。旅館業法上の簡易宿所の営業許可是永年である。食品衛生法に関しては、上述のとおり、グリーン・ツーリズムのばあい営業許可是不要となっている。とはいっても、通常の飲食業のばあい、営業許可を取得してから5年に1度、営業許可の切替更新があり、そのさい衛生面での検査もおこなわれている。大分県としては、適切な衛生環境を確保するために、グリーン・ツーリズムのばあいも、定期的な衛生講習会の受講や検査の仕組みを求めていくという。

規制緩和後の営業許可の交付状況については、2002年（平成14年）10月現在、すでに15軒の農家等が簡易宿所の営業許可を取得しており、加えて3軒が申請済み・許可待ちである。とくに以前より「農泊」に取り組んできた安心院町では、大分県内でもっとも早く、8月に14軒同時に営業許可を得ている。安心院町の14軒のばあい、まず旅館業法上の簡易宿所の施設基準の確認と現

地調査がおこなわれ、また、食品衛生法関連では検査確認ののち、調理等に使用する台所の流し台とは別に手洗い所が設置された。これは、通常の飲食店のばあいと同様の指導である。手洗い所の設置とはいっても、大がかりな改築をともなうものではなく、経済的な負担はそれほど大きくはない。施設面では14軒とも旅館業法等の基準をクリアしており、基本的にこの手洗い所の設置のみが変更のあった点である。

### (3) 大分県における規制緩和の背景

今回、大分県が規制緩和に至った背景としては大きく二つの要因を挙げることができる。

まず第一に、県内の農村地域におけるグリーン・ツーリズムの活動がこの間に注目すべき実績を挙げている点である。とくに1996年（平成8年）に設立された安心院町グリーンツーリズム研究会では、設立以来、会員制の「農泊」という先進的な活動に取り組んできた。「農泊」とはいつても、これは「農家」民泊ではなく「農村」民泊を意味している。ここには、グリーン・ツーリズムの担い手を農家だけに限定せず、農業にかかわるものだけに限らないという安心院町グリーンツーリズム研究会の基本的な考え方方が表れている。たしかに農家あるいは農業はグリーン・ツーリズムの重要な要素であるが、しかし、それだけに活動を限定しないで農村の多様な可能性を追求するのが、同研究会の見地である。

安心院町グリーンツーリズム研究会の「農泊」では、家屋の増改築など特別に費用をかけずに、自宅をそのまま用いて宿泊客を受け入れている。また、宿泊客の受け入れにさいしては、会員登録をおこないメンバーズカードを発行する会員制の形態をとっている。これは、受け入れ農家等が無理をせずに取り組み、宿泊客に農家や農村のくらしをそのまま体験してもらい交流を深めていくための方式である。宿泊と朝食を基本とし、夕食は希望に応じて対応している。加えて、受け入れ農家等それに独自な農業・農村体験も企画されている。農泊体験料は一泊朝食付きで大人4000円である。2002年（平成14年）10月現在、14軒の農家等が「農泊」の常時受け入れを実践しており、さらに、体験行事や体験学習など宿泊客が多いときに受け入れ可能な農家等も20軒を超えていている。宿泊客を常時受け入れている14軒では、2ヶ月に一度集まり、情報交換や内部研修を重ね、質の向上につとめている。この14軒が今回の規制緩和で最初に営業許可を取得した。「農泊」の宿泊客は年々増加しており、平成13年度（2001年度）は1000人を超え、日帰りの農業・農村体験の参加者も数多い。宿泊客のなかにはリピーターも増えている。

こうした「農泊」のほかに、安心院町グリーンツーリズム研究会では、グリーン・ツーリズムの先進地であるヨーロッパの視察、農村の景観や自然環境の保全にかかわる体験行事の実施、中高等学校などの体験学習の受け入れ、広報誌や活動報告書やパンフレットの発行、独自のホームページの運営など、先進的な取り組みを数多く重ねてきた。

さらに、安心院町グリーンツーリズム研究会が中心となり、大分県内の実践地域や実践者のネットワークづくりを目指して、この間、大分県グリーンツーリズム研究会の設立準備も進められた。結果として、規制緩和とほぼ同時期の2002年（平成14年）4月に設立されることになったが、この大分県グリーンツーリズム研究会の設立は、大分県にたいし規制緩和を求めていくこともその目的の一つであった。

こういった着実な実績の積み重ねとはたらきかけが、今回の規制緩和をもたらしたものとも大きな要因である。とりわけ安心院町グリーンツーリズム研究会のこれまでの活動から、グリーン・ツーリズムが農村地域の活性化に大きく寄与することが明らかとなっており、グリーン・ツ

ーリズムの意義は社会的に広く認知されつつある。そのため、大分県としても、グリーン・ツーリズムの取り組みを評価し支援していく必要性が高まったといえる。そのさい、安心院町グリーンツーリズム研究会の「農泊」の取り組みは、今回の規制緩和の一つのモデルであった。同研究会の会員制「農泊」は、全国的にみてもグリーン・ツーリズムのもっとも先進的な取り組みの一つとして注目を集めている。とはいっても、この会員制「農泊」が現行の旅館業法や食品衛生法などの諸条件を満たしているとは必ずしも言えなかった。今回の規制緩和は、安心院町における「農泊」の取り組みを現行の法制度のなかに位置づけ支援していくものといえよう。じつさい2001年(平成13年)10月に大分県は安心院町で会員制「農泊」に取り組んでいるすべての農家等にたいし調査をおこない、その結果をふまえて、規制緩和が実現することになった。

第二に、外部的条件としては、地方分権一括法が2000年(平成12年)4月に施行されたことも一つの重要な要因である。従来、旅館業法ならびに食品衛生法の営業許可事務は国の機関委任事務であり、各自治体に固有の事務とは位置づけられていなかった。機関委任事務において各自治体は国の下級行政機関とみなされ、法律ごとに主務官庁が通達や省令などを通じて各自治体を包括的に指揮監督してきたといつてよい。これに対し、地方分権一括法の施行により機関委任事務は廃止されることになる。旅館業法ならびに食品衛生法の営業許可もまた自治事務となり、関連する法令に従いつつも各自治体がみずから責任で法令を解釈し運用することができるようになつた。1957年(昭和32年)の厚生事務次官通知もまた強制力がなくなり、単なる技術的助言といった性格のものになつた。このように、近年の地方分権の進展もまた、今回の規制緩和を大きく後押しした。

以上みてきた大分県の規制緩和は、グリーン・ツーリズムの取り組みをよりいっそう促進する画期的なものと評価できよう。すでに述べたとおり、今回の規制緩和により、農家等の負担は大幅に軽減されることになる。それゆえまた、大分県の規制緩和は、全国的にも注目されている。じつさい大分県には他自治体からの問い合わせが数多く寄せられており、今後は、他の自治体にも同様の規制緩和が広がる可能性もある。

さらに、2002年(平成14年)10月20日付けの『日本農業新聞』によれば、厚生労働省は2003年度(平成15年度)中に全国の農家民宿の客室面積条件を撤廃する方針であるという。上述のとおり、民宿を開業するためには旅館業法の営業許可が必要であり、簡易宿所のばあい、客室の延床面積が33平方メートル以上等の条件を満たさねばならない。一般の農家等がこの条件に合わせて宿泊施設としての家屋の新築や増改築をおこなうとなると、最初からかなりの経済的負担を背負うことになる。これに対しグリーン・ツーリズム推進のため旅館業法の緩和を求める声が全国から寄せられていることから、厚生労働省は、農家民宿については旅館業法の営業許可にかかる客室面積条件を撤廃する方針を示したという。これが実現されれば、個々の農家等によるグリーン・ツーリズムの取り組みが従来以上に進展することは間違いない。

そうしてみると、各都道府県ごとの弾力的な制度運用とともに、日本全体での規制緩和の可能性も徐々にみえてきたといえよう。日本のグリーン・ツーリズムに関する法制度面での本格的な整備と支援が、いままさにはじまりつつあるといつても過言ではない。

## 5 おわりに

以上、ドイツにおける「農場での休暇」にかかる法制度と日本における最近の規制緩和の動きを検討してきた。最後に、ドイツの状況を手がかりとして、日本における今後のグリーン・ツーリズム関連法制度の課題を考察してみたい。

まず第一に問われるは、農家等によるグリーン・ツーリズムの取り組みをどのように関連法制度のなかに位置づけるかである。ドイツのばあい、「農場での休暇」は農家の副業として明確に位置づけられており、そのかぎりで基本的に規制がない。これに対し、日本のはあいには、規制緩和の方向に少しづつ動きはじめたとはいえ、グリーン・ツーリズムの取り組みやそれに関連する宿泊業を旅館業法や食品衛生法など現行の法制度のなかでどのように捉えるかがあいまいであり、今後の検討課題の一つといえる。

この点は、大分県の規制緩和においても一つの課題となっている。上述のとおり、簡易宿所としての営業許可は、あくまでグリーン・ツーリズムに伴う農家等の宿泊施設を対象としており、食品衛生法上の営業許可不要の判断も体験型などのグリーン・ツーリズムの取り組みを条件としている。したがって、営業許可の交付にあたっては、当該の農家等の取り組みがグリーン・ツーリズムに該当するかどうかが一つの焦点となる。しかし、グリーン・ツーリズムと一口に言っても、その内容は地域によってさまざまに異なるし、多様な展開可能性を有している。こうした状況において、グリーン・ツーリズムの内容それ自体を一元的に規定することは難しく、逆にそのような規定はグリーン・ツーリズムの豊かな可能性の制限にもつながりかねない。そのため、今回の規制緩和では、個々の農家等の取り組みがグリーン・ツーリズムに当たるかどうかは、そのつど当該の農家等や地元市町村の意向等をふまえて判断していくこととされた。大分県としては、現時点ではそれぞれのケースに即して対応していく、今後とも事例の蓄積が必要とみなしている。

この問題に関し、たとえば農家の副業というドイツでの規定をそのまま日本のグリーン・ツーリズムに持ち込むことも考えられよう。しかし、それでは日本の現状に対応できないと思われる。というのも、日本のグリーン・ツーリズムは、純然たる個々の農家のみならず、非農家も含んだ地域住民グループや諸団体によって担われているからである。このことは、大分県安心院町の取り組みをみても明らかである。上述のとおり、安心院町グリーンツーリズム研究会では、「農家」民宿ではなく「農村」民宿を提唱している。その理由は、純然たる農家のみならず、農家以外の地域住民もグリーン・ツーリズムの担い手であり、じっさい非農家もまた「農泊」等の活動に取り組んでいるからである。農家以外の地域住民の参加が、安心院町におけるグリーン・ツーリズムの厚みと豊かな多様性をもたらしているといってよい。そうしてみれば、農家の副業に限定して規制緩和をおこなうよりは、むしろ、日本のグリーン・ツーリズムの現状に即してその多様な可能性をいかすかたちでの法制度の整備が求められよう。

第二に指摘したいのは、田園景観や自然環境の保全という観点の重要性である。ドイツのばあい、農家がグリーン・ツーリズムに取り組むばあいであっても必ず建築許可が必要とされており、そのさい、開発・建築行為は各自治体の建設基本計画等によってきびしく規制されている。しかし、このようなきびしい「規制」によってこそ、美しい田園景観や豊かな自然環境が形成維持され、それがドイツのグリーン・ツーリズムを支えているのである。もちろん、日本のグリーン・ツーリズムにとっても、農村の景観やまちなみの保全、豊かな自然環境の形成維持は、きわめて重要な課題であろう。この点については、これまで以上に確固とした法制度の整備と各地域の取

り組みが必要であり、いわばよりきびしい「規制」が要請されるのではないだろうか。

第三に、規制緩和が徐々に動きはじめている現段階では、個々の地域ごとの着実な実践と質の確保が肝要であり、そのための支援体制づくりが課題となる。大分県の今回の規制緩和でも、グリーン・ツーリズムの推進と同時に、宿泊客の安全性や飲食物の衛生の確保等が重視されている。じつさい、簡易宿所としての営業を許可された農家等になんらかの問題や事故が発生すれば、営業許可が取り消されるのはもちろんのこと、グリーン・ツーリズム全体のイメージ・ダウンにもつながり、他の実践者の取り組みにも大きな影響を与えるであろう。その意味で、グリーン・ツーリズムの質の維持向上がこれまで以上に求められる。そのため、2002年（平成14年）4月に設立された大分県グリーン・ツーリズム研究会では、相互の情報交換や研修をおこなうとともに、「農泊」を実践している会員農家等にたいし研究会独自に「農泊・推奨の証」を授与する取り組みをはじめている。

この問題についても、ドイツの取り組みが参考になる。上述のとおり、ドイツでは、「農場での休暇」に取り組む農家に対し、ドイツ農業協会などが経営やサービス内容に関する指導をおこない、各種の研修を実施している。さらにまた、独自の品質基準に基づくきびしい審査をおこない、品質保証マークを交付するとともに、サービス内容に関するコンテストも開催している。こうした第三者的機関による支援体制の確立によって、ドイツのグリーン・ツーリズム全体の質の確保と向上がはかられているわけである。日本においてもまた、法制度の規制緩和とあわせて、ドイツにみられるような支援体制のいっそうの整備が、今後、重要な課題となろう。

### 〔謝辞〕

本研究を進めるにあたり、聞き取り調査にご協力いただき、また貴重な資料等をご提供いただいた、安心院町グリーンツーリズム研究会、大分県農政部農政企画課、大分県生活環境部生活衛生課の方々に、深く感謝申し上げます。

### 〔註〕

- (1) 日本におけるグリーン・ツーリズムの現状や各地の先進的事例については以下を参照。山崎ほか(1993)、井上ほか(1996,1999)、宮崎(2002)、佐藤(2002)。また、地域間のネットワークについては次を参照。山崎(2002: 16-9)、佐藤(2002: 127-42)。
- (2) この点については、次を参照。井上ほか(1999)、宮崎(2002)。
- (3) この点については、次の調査報告書を参照されたい。都市農山漁村交流活性化機構(2002)。
- (4) これらの体験メニュー やサービスのうち、乗馬体験を提供している農場、ブドウ園がありワイン醸造をおこなっている農場、有機農法に取り組んでいる農場については、それぞれ専門のガイドブックも出版されている。FN und DLG(2001)、DLG(2001)、ECEAT Deutschland(2002)。これらのガイドブックの公刊にあたっては、ドイツ農業協会に加えて、ドイツ乗馬連盟やヨーロッパ環境農業ツーリズムセンターも、体験メニュー やサービス等の内容の審査や認証をおこなっている。

また、近年、ドイツ農業協会では、「農場での休暇」の今後の課題として、このような体験メニュー やサービスをより専門特化することが提言されている(DLG 1998)。つまり、農場の個性をより明確にし、宿泊客のターゲットを絞り込むという方向である。

- (5) ガイドブックについては、ドイツ農業協会(DLG)以外にも各種の農業関係機関が提携して独自にガ

## 水 上 英 德

イドブックを刊行しており、また、各州ごとにもガイドブックやパンフレットが公刊されている。そうしたガイドブックのなかには、宿泊客からの推薦をマークで示したり、あるいは星の数によって個々の農家の品質評価が示されているものもある。

- (6) 次のインターネット・サイトを参照されたい。Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft(DLG), 2002, *Urlaub auf dem Bauernhof*, (<http://www.landtourismus.de/index.html>, 2002.10.26).
- (7) このようなドイツにおける地域開発・土地利用の原則は「計画なければ開発なし」とも称されており、「建築不自由原則」と呼ばれている。こうした原則とそれを体現する諸制度が、ドイツの美しいまちなみや景観の基礎にあるとされる。本稿では、ドイツにおける地域開発・土地利用のあり方について、次の諸文献を参照した。原田ほか (1993: 29-162)、中林 (1998)、千賀 (1995)、高橋 (2001)。
- (8) こうした法制度上の問題の詳細と具体例については、以下を参照されたい。井上和衛ほか (1996年: 176-82)、農林漁業体験協会 (1999)。

### [文献]

- Auswertungs-und Informationsdienst für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (aid), 1999, *Urlaub auf dem Bauernhof: Recht, Steuern, Versicherungen*.
- Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung, 2001, *Statistisches Taschenbuch 2001: Arbeits- und Sozialstatistik*.
- Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten, 1999, *Agrarbericht 1999*.  
———, 2000, *Agrarbericht 2000*.
- Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung und Landwirtschaft, 2001, *Agrarbericht 2001*.  
———, 2002, *Agrarbericht 2002*.
- Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft (DLG), 1997, *Ferien auf dem Bauernhof: Was wünschen die Urlauber?*, Frankfurt: DLG-Verlag.
- , 1998, *Der deutsche Landtourismus: Wege zu neuen Gästen*, Frankfurt: DLG-Verlag.
- , 2001, *Urlaub beim Winzer*, Frankfurt: DLG-Verlag.
- , 2002, *Urlaub auf dem Bauernhof*, Frankfurt: DLG-Verlag.
- Deutsche Reiterliche Vereinigung (FN) und Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft (DLG), 2001, *Urlaub im Sattel*, Warendorf: FN-Verlag und Frankfurt: DLG-Verlag.
- European Centre for Eco Agro Tourism (ECEAT) Deutschland, 2002, *Urlaub auf Biohöfen in Deutschland*, Leipzig: baerens&fuss.
- 原田純孝・広渡清吾・吉田克己・戒能通厚・渡辺俊一編, 1993,『現代の都市法』東京大学出版会.
- 井上和衛・中村攻・宮崎猛・山崎光博, 1999,『地域経営型グリーン・ツーリズム』都市文化社.
- 井上和衛・中村攻・山崎光博, 1996,『日本型グリーン・ツーリズム』都市文化社.
- 宮崎猛編著, 2002,『これからのグリーン・ツーリズム』家の光協会.
- 中林吉幸, 1998,「土地利用の理念と現実」犬塚昭治ほか『土地を活かす英知と政策』農山漁村文化協会, 139-217.
- (財)農林漁業体験協会, 1999,『民宿開業及び増改築等における主な規制事項と関係法令等』.  
———, 2001,『都道府県における農家民宿開業に関する法制度調査報告書』.
- 佐藤誠, 2002,『グリーンホリデーの時代』岩波書店.
- (財)都市農山漁村交流活性化機構, 2001,『農林漁家民宿開業の手引き』.  
———, 2002,『都市住民のグリーン・ツーリズムに関するニーズ調査』.

## グリーン・ツーリズムにおける法的「規制」の問題

千賀裕太郎, 1995, 「“美しい村”をつくり守る確かな制度」 今村奈良臣ほか『地域資源の保全と創造』 農山漁村文化協会, 143-223.

高橋寿一, 2001, 『農地転用論』 東京大学出版会.

山崎光博, 2002, 「農家民宿開業に法制度の緩和を」 『21世紀の日本を考える〈食料・農業・農村〉』 16: 16-23.

山崎光博・小山善彦・大島順子, 1993, 『グリーン・ツーリズム』 家の光協会.